

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月18日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 木本茂
【本店の所在の場所】	大阪府中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06(6631)1101
【事務連絡者氏名】	執行役員 企画本部副本部長、財務部長 山下恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目12番10号
【電話番号】	03(3231)8721
【事務連絡者氏名】	企画本部財務担当部長 園田篤弘
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年3月14日
【発行登録書の効力発生日】	2018年3月22日
【発行登録書の有効期限】	2020年3月21日
【発行登録番号】	30 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年2月18日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書を2019年2月18日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2019年2月18日付で提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号) 株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地) 株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。